

第27回群馬県きのご料理コンクール審査要領

1 目的

この要領は、群馬県きのご料理コンクールの審査に関し必要な事項を定める。

2 審査員

審査長は、群馬県林業振興課長が務める。

審査員は、料理専門家、主催者および後援者等の関係者の中から審査長が依頼する。

3 審査

審査は、審査長統括のもとに厳正に実施する。

4 審査基準

大項目	中項目	内容	配点	
			1次審査 (書類)	2次審査 (本審査)
味覚	おいしさ	・味、口ざわり、色調 ・食べやすい、なじみやすい	—	30
独創性	アイデアの斬新さ	・料理内容、料理名（ネーミング）	20	20
普及性	材料の入手 調理のしやすさ	・入手しやすい ・手軽に作れる、時間があまりかからない	20	20
経済性	料理の価格 1人当たりの分量	・4人分で2千円以内 ・適量であること	20	20
総合		栄養、安全性、保存性、楽しさ	10	10
合計			70	100